

養育費確保 サポート事業

広島市では、養育費を確実に継続して確保できるよう、法的な話し合いや取決めに必要な費用の一部を補助しています。

01 公正証書作成費用等補助 上限 43,000円

養育費の取決め内容について公正証書を作成した場合や個人で家庭裁判所の調停で取決めを行う場合の費用を補助します。
※ 「弁護士費用の補助」と併用はできません。

02 弁護士費用の補助 上限 43,000円

養育費に関する調停等の手続きの際に、弁護士または法テラスへの依頼に伴い生じる費用（着手金、実費）を補助します。
※ 「公正証書作成費用等補助」と併用はできません。

03 保証会社との契約費用補助 上限 50,000円

養育費の立替払いを行う保証会社と養育費保証契約※を締結する際に必要な保証料を補助します。
※ 養育費保証契約とは、養育費の未払いが発生した際に、保証会社が立替払いを行い、保証会社が支払義務者へ請求を行うものです。
なお、本市や弁護士が保証会社を紹介することはできません。

「自分是对象になる？」 「どんな手続きが必要？」 と思ったら…
まずは、裏面をご確認ください



01 公正証書作成費用等補助

上限 43,000円

公正証書等を作成した、以下のすべてに該当する方

- ・広島市在住のひとり親家庭の母または父
- ・養育費の取決めに係る公正証書等（債務名義化したもの）※
を有している方
※強制執行認諾約款のある公正証書、調停調書など
- ・養育費の対象となる20歳未満の子どもを扶養している方
- ・公正証書の作成等に係る費用を負担した方
- ・過去に同様の補助金を受給していない方

詳しくは
HPをチェック！



02 弁護士費用の補助

上限 43,000円

弁護士等へ依頼し調停調書等を作成した、以下のすべてに該当する方

- ・広島市在住のひとり親家庭の母または父
- ・養育費の取決めに係る調停調書等を有している方
（調停等不成立の場合は対象となりません。）
- ・養育費の対象となる20歳未満の子どもを扶養している方
- ・弁護士等への依頼に係る費用を負担した方
- ・過去に同様の補助金を受給していない方

詳しくは
HPをチェック！



03 保証会社との契約費用補助

上限 50,000円

養育費保証契約を締結した、以下のすべてに該当する方

- ・広島市在住のひとり親家庭の母または父
- ・養育費の取決めに係る公正証書等（債務名義化したもの）※
を有している方
※強制執行認諾約款のある公正証書、調停調書など
- ・養育費の対象となる20歳未満の子どもを扶養している方
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・過去に同様の補助金を受給していない方

詳しくは
HPをチェック！



お問合せ先・申請先（窓口・郵送での申請が可能です。）

中区福祉課

082-504-2569

安佐南区福祉課

082-831-4945

東区福祉課

082-568-7733

安佐北区福祉課

082-819-0605

南区福祉課

082-250-4131

安芸区福祉課

082-821-2813

西区福祉課

082-294-6342

佐伯区福祉課

082-943-9732

子ども青少年支援部
子ども・家庭支援担当

082-504-2723

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号